

## 東浦町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内に居住する身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合において、その自動車の改造に要する経費（以下「改造費」という。）を助成することにより身体障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、東浦町とする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、本町に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有し身体障害者手帳の交付を受けた者であって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条に規定する「免許の条件」を付されたもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就労、通院、通学等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある者
- (2) 改造を行う月の属する年の前年（改造を行う月が1月から3月までの間にある場合は、前々年とする。）の所得税の課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

2 前項に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が町内であるものは、この事業の対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、この事業の対象者としなない。

### (助成額)

第4条 この事業の助成額は、操向装置等の一部の改造に要する経費で10万円を上限に予算で定める額の範囲内とする。

### (申請)

第5条 改造費の助成を受けようとする者は、町長に身体障害者用自動車改造費申請書（様式第1）を提出するものとする。

### (助成の決定)

第6条 町長は、助成することを決定したときは、身体障害者用自動車改造費支給決定通知書（様式第2）により、助成しないことを決定したときは身体障害者用自動車改造費支給決定却下通知書（様式第3）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

### (変更申請等)

第7条 申請者は、前条により決定された内容を変更する必要があるときは、身体障害者用自動車改造費変更申請書（様式第1）により申請し、町長はこれを審査し、

変更の決定を行うものとする。

(請求の方法)

第8条 前2条の規定により助成金の支給決定を受けた者は、改造を完了したときは、身体障害者用自動車改造完了届（様式第4）に、施行業者の領収書及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証の写しを添付し、町長に請求するものとする。

2 町長は、助成の状況を明らかにするため、身体障害者用自動車改造費助成簿（様式第5）を整備するものとする。

(関係機関等の連絡)

第9条 町長は、この事業の実施に際し、陸運事務所等の関係機関及び改造を行う業者と連絡を密にするものとする。

(不正利得の返還)

第10条 町長は、虚偽その他不正な手段により改造費の助成を受けた者がいるときは、その者から助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

様式第1（第5条関係）

身体障害者用自動車改造費（変更）申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 住所  
氏名

東浦町身体障害者用自動車改造費助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

住 所					
氏 名		男 女	生年 月日	年 月 日	
身体障害者手帳	第 種				号 級
障 害 名					
取得自動車名					
改造部位	操向装置 駆動装置 その他（ ）				
	改造内容				
改造に要する 経 費	円		施 工 業者名		
勤務先等	勤務の 場 合	勤務先名称			
		勤務先住所			
	自営の 場 合	業 種			
		自動車が必要とする理由			

添付書類（1）改造施行業者の見積書1通

（2）自動車運転免許証の写し

様式第2（第6条関係）

身体障害者用自動車改造費支給決定通知書

年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、下記のとおり決定します。

記

1 助成金額 円

2 支給条件

(1) この助成金は、次の部分に改造する経費について交付します。

ア 操向装置（ ）

イ 駆動装置（ ）

ウ その他（ ）

(2) 申請書に記載した内容等に変更を生じた場合は、直ちに変更申請書（様式第1）を提出してください。

(3) 次のいずれかに該当するときは、支給決定を取消し又は助成金の返還をしていただく場合があります。

ア 提出書類に虚偽の事項を記載又は助成金の交付を受けることについて不正行為があった場合。

イ 自動車の取得又は改造を中止したとき。

3 その他

改造が完了したときは、自動車改造完了届（様式第4）を提出してください。

様式第3（第6条関係）

身体障害者用自動車改造費支給決定却下通知書

年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、下記の理由により却下します。

記

理 由

様式第4（第8条関係）

身体障害者用自動車改造完了届

年 月 日

東浦町長

申請者 住所  
氏名

下記のとおり、自動車の改造を完了しましたので助成金を請求します。  
記

1 改造完了年月日

年 月 日

2 改造部分

3 請求金額 円

(ただし、改造費用は 円)

4 振込先金融機関

	銀行	支
	信用金庫	店
	農協	本
口座番号		

- 添付書類 (1) 施行業者の領収書の写し  
(2) 改造部分がわかる写真  
(3) 自動車検査証の写し



